

社会福祉法人堺市社会福祉協議会
「さかいこども食堂ネットワーク加盟団体に対する活動推進のための物品等整備事業」
補助金交付要綱

制 定：令和5年10月2日

最近改定：令和7年4月1日

(目 的)

第1条 この要綱は社会福祉法人堺市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が定める「さかいこども食堂ネットワーク加盟団体に対する活動推進のための物品等整備事業」実施要綱第4条に基づき、同事業補助金の交付について必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、さかいこども食堂ネットワーク加盟団体のうち、加盟後3年が経過した団体（以下「対象団体」という。）が実施する食を通したこどもの居場所に関わる活動（以下「補助対象活動」という。）に要する経費であって別表1に掲げるものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で1団体につき100,000円を限度とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の申請は、年度に関わらず、1団体につき、1回限りとする。

2 この事業の補助金交付申請は、次項に掲げる書類を対象団体が協議会会長に提出するものとする。

3 申請に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 物品等購入計画書（様式第2号）
- (3) 補助金交付請求書・口座振込依頼書（様式第3号）
- (4) その他協議会会長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第5条 この事業の補助金交付の条件として、対象団体に次の順守事項を定める。

- (1) 補助金は本要綱別表に記載の補助金対象経費以外に使用してはならない。
- (2) 補助金の交付を申請した団体（「申請団体」という。）は、補助金の全額または一部を執行しなかったときは、補助金の全額または一部を返還しなければならない。
- (3) 協議会会長は、その他必要と認めるときは、他の条件を付することができる。

(補助金の交付の決定)

第6条 協議会会長は、補助金の交付の申請を受理した場合は、当該申請に係る書類等により内容等の適正性及び金額の妥当性などを調査し、適正であれば、補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の決定等の通知)

第7条 協議会会長は、補助金交付の決定をしたときは、その決定の内容を「補助金交付決定通知書」(様式第4号)により、申請団体に決定日より30日以内に通知するものとする。

2 協議会会長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかにその旨を申請団体に連絡するものとする。

(補助金の交付)

第8条 協議会会長は、第7条第1項の規定による通知後30日以内に、申請団体に補助金を概算払いにより交付する。

(補助金の実績報告)

第9条 申請団体は、物品等購入が完了した日から30日以内に次に掲げる書類を協議会会長に提出し、実績報告を行わなければならない。

(1) 補助金実績報告書・精算書(様式第5号)

(2) 完了報告書(様式第6号)

(3) 領収書(原本)もしくはその他支払いを証する書類

(4) その他協議会会長が必要と認める書類

2 前項の(3)支払いを証する書類については別表2で定める

(補助金額の決定及び精算)

第10条 協議会会長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を決定する。

2 協議会会長は、前項の精算書を審査し、交付すべき補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返納命ずるものとする。

(補助金の変更)

第11条 申請団体は、補助金の内容を変更する場合は、事前に次項に掲げる書類を協議会会長に提出しなければならない。

2 変更に必要な書類は次のとおりとする。

(1) 物品等購入計画書(様式第2号)

(2) 物品等購入計画書の変更理由書(様式第7号)

(3) その他協議会会長が必要と認める書類

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附則（施行期日）

この要綱は令和５年１０月２日から施行する。

附則（施行期日）

この要綱は令和７年４月１日から施行する。

別表 1

交付対象経費
器具備品費 家電…ホットプレート、カセットコンロ、電子レンジ、炊飯器、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、テレビ、ラジカセ、空気清浄機、パソコン、プリンターなど 家具…椅子、テーブル、収納棚など 食器（使い捨てではないもの）…皿、コップ、スプーンなど 調理器具…まな板、包丁、鍋、フライパンなど 文房具…ハサミ、絵具セット、習字セットなど 知育玩具・その他玩具…将棋、オセロ、パズル、積み木、ブロック、カードボードゲーム、図鑑、絵本、CD、DVD、けん玉、楽器など
その他 購入した家電等の設置費用 代引き手数料や郵送料 協議会会長が必要と認めたもの

別表 2

支払いを証する書類について
原則：領収書の原本と購入した物品等の写真 領収書が発行されない場合 ・レシート（原本）と購入した物品等の写真 クレジットカードで購入した場合 ・領収書（レシート）、クレジットカードの利用明細、購入した物品等の写真 インターネットで購入した場合 ・web 発行の領収書、クレジットカードの利用明細、購入した物品等の写真